

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第10回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年1月24日(日)午後1時36分～4時35分

会 場 はびすしらおか 会議室6・7

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、佐々木、嶋津、利根川、橋本、
(敬称略) 平田、藤巻、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 折原、鈴木、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容 全体会議の前にワークショップを行った。

(1) 全体会議・ワークショップ

ア 本日のワークショップで行う、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「(住民)市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」について、各委員が事前に検討した、盛り込みたい具体的な内容やその理由(考え方)などを集約し、別紙9「条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)等シート」をグループごとに作成する作業の内容を確認した。

イ ワークショップに入る前に、「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」にはどのような内容が書かれるかについて、牛山教授から法制上のアドバイスをいただいた。

定 義	この条例で対象とするのは誰か、また、使用する語句をどうするかについて
権 利	何を「権利」とするか、また、この条例の対象にどのような権利を認めるかについて
責 務	何を「義務」、「責務」とするか、また、この条例の対象にどのような責務を課すかについて

ウ 各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

Aグループ	平田(発表)、金子、神田、橋本
定 義 キーワード、文章化、 考え方(抜粋)	・住んでいる人というイメージが強いので「住民」という言葉にした。 ・「町内に不動産を所有するもの」を「住民」として定めると、「責務」が生じ、不動産を所有する人もまちづくりに参加させることができる。 ・住んでいる人という意味で「住民」を使うので、「外国人」という言葉を敢えて使わないようにした。
権 利 キーワード、文章化、 考え方(抜粋)	・「個人の尊重」 ・「安心安全と良好な環境で暮らす権利」 ・人として学習することが必要であるということで「学習する権利」を入れた。 ・「行政に参画する権利」
責 務 キーワード、文章化、 考え方(抜粋)	・「法令等を遵守しなければいけない」 ・「地域自治、まちづくり等に参加し、豊かで住みやすい地域社会の形成に努める」 ・行政や議会任せにするのではなく、我々も住民の信託に応えるように常に監視する責務があるのでないか。→「行政及び議会を住民の信託に応えるように常に監視する」。

責 務 キーワード、文章化、 考え方（抜粋） の続き	・権利を主張するならば、それなりの負担を担わなければいけない。→「必要に応じて行政サービスその他に応分の負担を負う」 ・「次世代が健やかに育つ環境の醸成に努める」 ・自然環境及び伝統文化・歴史遺産の継承保存については、大項目の「まちづくり」にもっていく。
Bグループ	遠藤（発表）、五十嵐、佐々木、利根川、藤巻
定 義 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・「市民」という言葉は定義がたくさんあり、読む人がイメージを引きずってしまうので「住民」を使うが、「居住」という言葉をメインに考えている。 ・居住しているものは、在勤、在学している者、NPO就業者などで、これらは白岡町に影響を与える者、受ける者全てを念頭に考え、「住民」を広く考えている。 ・法人は居住しているのか、法人も「住民」の中に入れるのか、については保留。
権 利 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・自治基本条例と憲法が重複していることがたくさんあるが、重複しない権利を探すべきである。 ・具体的には「住民はまちづくり(町の政策・決定)に参画できる」や「情報を共有できる」、「平等に行政サービスを受ける」、「安心安全な環境で暮らす」などの権利がある。
責 務 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・「責務」は「権利」の裏返しである。 ・「行政に関心をもつ」、「行政サービスを受けることに伴う負担(税・活動)を分担する」、「住民はまちづくりに積極的に参画する」、「地域事業に積極的に参画する」、「法令(国・県・自治基本条例)を順守する」、「住民はお互い認め合い、協力し合って主体的に活動する」など
Cグループ	日下（発表）、飯島、内山、古嶋、嶋津、吉野
定 義 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・「町民」という言葉使うことにしたが、決定的な理由がないので、変わる可能性もある。 ・「町民とは町内に住所を有する者、町内で在勤または在学する者、あるいは事業活動を行う者、町内で活動する者を言う」。ボランティアなどを指す「町内で活動する団体」を付け加えた。 ・外国人については参政権や住民投票の問題もあるので、検討課題とした。 ・年齢、性別については、全部含むことにする。
権 利 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・「個人としての人権が保障されていること」、「行政執行等の企画、立案、実施、評価等の段階から主体として参画する権利を有する」、「情報の公開、又は提供を求める権利」 ・権利と責務は互いに関係しているので、対比させた。 ・「行政サービスを受ける権利」を権利の中に入れるかについては、「住民」の定義との関係もある。行政サービスを受ける権利があるのであれば、それに伴う応分の負担を責務としたいが、「行政サービス」を受ける権利を主張し過ぎると、「町民」の定義が狭くなってしまうので、ここでは入れなかった。
責 務 キーワード、文章化、 考え方（抜粋）	・権利を行使するときは必ず責任が伴うことを、「義務」という言葉ではなく「責任」とした。→「権利を行使する時は、他者の意見や行動を尊重し、自らの発言や行動に責任を持たなければならない」。 ・「地域の課題解決のために主体的にかかわる意識を持つ」 ・行政サービスを受ける権利を主張するなら、応分の負担という責務が発生するが、「行政サービス」を入れるかどうかの結論は出ていない。

詳細については、議事録を参照してください。

今回のワークショップで各グループがまとめたシートを基に、第3回作業部会で「定義」、「権利」、「責務」の案を作成する。作成する案については、第11回全体会議で報告する。

(2) 全体会議

条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」の中項目「理念」について、第2回作業部会でまとめた「作業部会の記録シート」を基に報告した。牛山教授のアドバイス及び各委員の意見は以下のとおりである。

ア 牛山教授のアドバイス

中項目「理念」 全体について	○ 条例はシンプルにすること。 ○ 文言は大まかにし、後でもう一度整理する。
「1 内容」 について	作業部会が作成した案（「作業部会の記録シート」）には、9つのエッセンス（自然環境・文化・伝統、新しい時代を築く、持続可能、自己の意志と責任、住民が主人公の住民自治、自治の精神を町民・議会・行政で共有する、住民協働、人権尊重、平和で民主的な社会）が入っているので、それらをうまく取り入れ、作業部会でまとめる。

イ 各委員の意見

中項目「理念」 全体について	○ 「理念」については保留とし、「前文（つくる会では最後に議論する）」の後に検討。
「1 内容」 について	○ 「先人の積み上げた」の表現について ・ 「今まで積み上げた」に修正してはどうか。 ・ 先人が積み上げてきたものには功罪があるので、削除してはどうか。 ・ 「先人～」の内容は、前文の中に盛り込んでどうか。 ○ 「一人ひとりの人権が尊重され～」は、憲法と重複するのではないか。 ○ 「環境」について ・ 生活環境と自然環境に分けてはどうか。 ・ 生活環境にも力を入れ、都市計画、農地のあり方、商店街のことも盛り込みたい。 → 大項目 「まちづくり」で検討 ○ 「民主的な」は政治的なイメージがあるので「主体的な」はどうか。
「3 考え方」 について	○ 民主的な手続きを踏むことができる個人について書きたい。 → 「レベルアップしよう!」、「学習する住民(?)」 ○ 「白岡町に来た人、いる人」とは? → まだ「住民」の定義が決まっていない。 ○ ホスピタリティを入れたい。

これらの意見等を踏まえて第3回作業部会で再検討を行い、案を作成し、第11回全体会議で報告する。

(3) その他

ア 次回のワークショップの内容

白紙のシートを配付するので、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「住民協働」の中項目（「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」）について、具体的な中身（内容）等を各自が考えてくる。

イ 次回の全体会議の内容

(7) 作業部会が再検討する、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」の中項目「理念」の案を確認する。

(4) 作業部会が作成する、同大項目の中項目「目的」及び大項目「（住民）市民」の中項目（住民〔定義〕、権利、責務）の案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討する。

ウ 本日の会議終了後、第3回作業部会の進め方について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

平成22年2月20日（土）午後1時30分から、庁舎の会議室403で行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会

第10回全体会議及びワークショップ

- 1 日 時 平成22年1月24日(日)午後1時30分～4時30分
 2 場 所 はびすしらおか 会議室6・7
 3 内 容

全体会議では、まず、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」の中項目「理念」について、表現や内容、その理由等を確認します。その後、本日のワークショップで皆さんが行う作業内容の確認を行います。

今回のワークショップでは、大項目「(住民)市民」の中項目(住民〔定義〕、権利、責務)の具体的な中身(内容)の議論を行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ(「つくる会」内山会長・折原町民活動推進課長)
13:40～16:20 (適宜休憩)	1 全体会議(議長：内山会長) (1) 前回議論した大項目「総論」の中項目(理念)について、作業部会がまとめたものを確認します。 (2) 本日の「ワークショップ」で行う作業内容について、事務局から説明を行います。 2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。 (1) 条例の素案の大項目「(住民)市民」の中項目(住民〔定義〕、権利、責務)について、その内容や理由(考え方)を議論します。 (2) グループごとに発表します。 3 全体会議(議長：内山会長) グループごとに違う内容や理由について、全体で調整します。
16:20～16:30	事務連絡
16:30	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、前回と同様、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。

特に、この作業は、「条例の素案」が町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。

「（住民）市民」の中項目（住民〔定義〕、権利、責務）の内容はどのようなものになるの？

【定義】 「条例」では「市民、住民、町民」など、語句は何を使用するのか、また、対象者の範囲をどうするのかを明確にする項目です。

法制上は、「総論」の中に書きます。

【権利】 理念を実現するためには「『市民』には何が保障されるのか」を明確にする項目です。

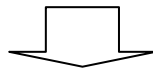
【責務】 理念を実現するためには「『市民』は何をしなければならないのか」を明確にする項目です。

* * * * *

【「（住民）市民」の中項目（住民〔定義〕、権利、責務）の具体的な内容等について】

大項目「（住民）市民」で挙げた中項目「住民〔定義〕 権利、責務」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙 9」に記録します。

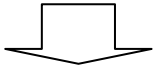
各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙 9」に記録してください。



の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

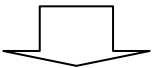
の作業で出た意見等を基にして、グループとして内容、趣旨、考え方などを集約していきます。書記の方は、項目 1 つにつき 1 シートを使用して清書してください。

別紙 9 を提出します。



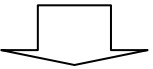
どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。

の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



グループごとに違うものを、つくる会全体で調整・整理します。

で発表したものについて、つくる会全体として議論していきます。



終了です。おつかれさまでした！



条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.1.24現在)

1 大項目	(住民)市民
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

このシートを提出してください。

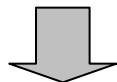
作業部会

1 設置目的

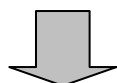
つくる会としての「条例の素案」を効率的に作成するために、3グループで出た意見を集約し、つくる会全体で議論するための案を作成することを目的とする。

2 作業内容

- (1) 各グループが作成した「条例の素案に盛り込みたい項目と考え方（理由）シート」から、作業部会の担当者がまとめた「たたき台」を基に、それぞれのグループの内容・考え方などが反映されているか（表現されているかなど）について共通認識を持ちながら議論する。



- (2) 作業部会の「案」として「内容」、「趣旨」、「考え方」を文章化（分かりやすく書くので、箇条書きの場合もある。）し、「作業部会の記録シート」にまとめる。

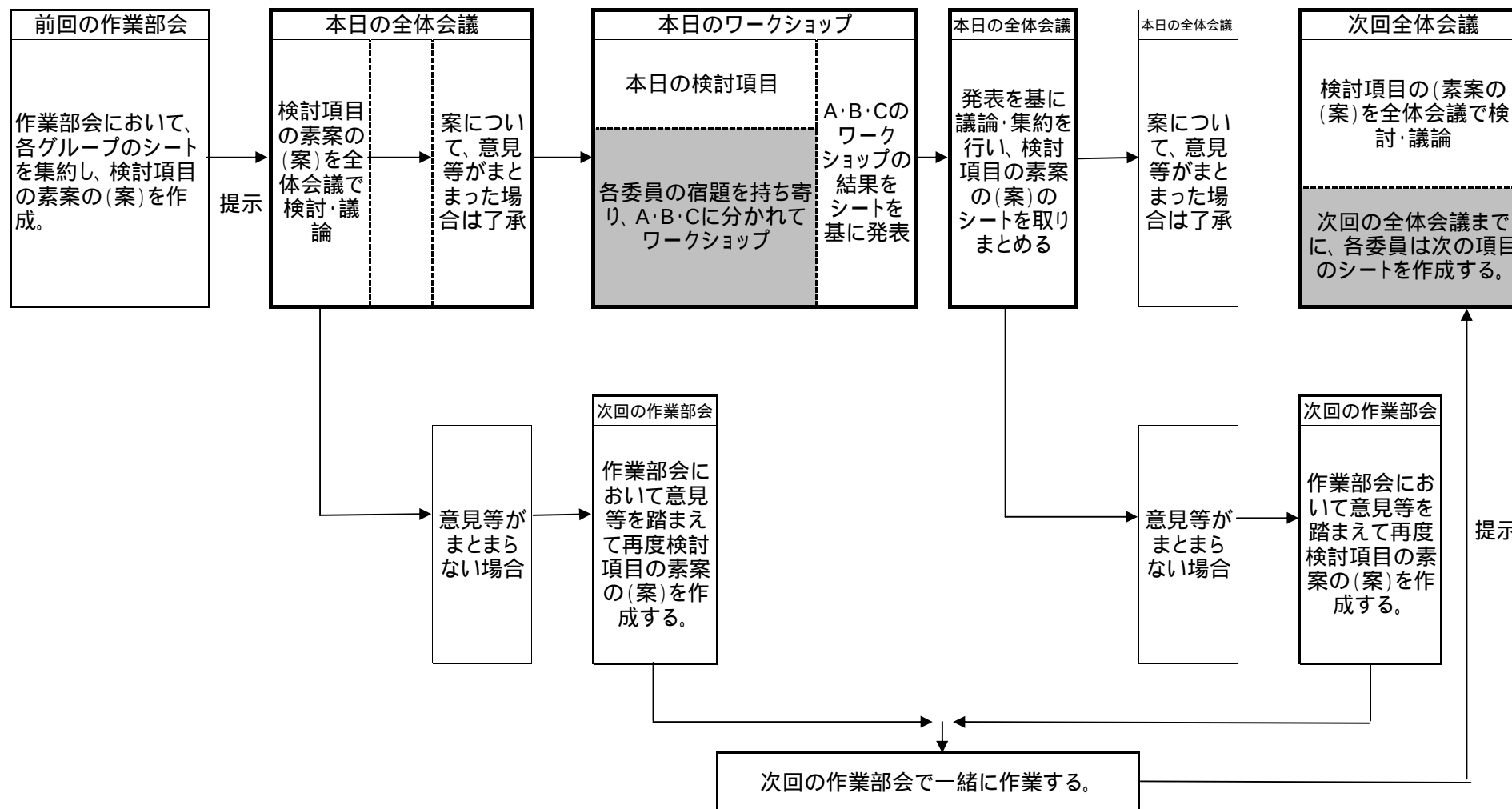


- (3) 作業部会による案として完成した「作業部会の記録シート」を次回の全体会議で報告する。

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会の全体会議と作業部会の流れ

H21.1.24作成

本日の作業内容



第2回 作業部会の記録シート(H22.1.21)

大項目 総論 中項目 理念

1 内 容 文章化してください。

1. 私たちは、先人の積み上げた自然環境・文化・伝統を尊重し、時代に対応する新しい文化を築き、持続可能な地域社会を自己の意思と責任において実現しなければならない。
2. 私たちは、公共および自治の担い手として、住民が主人公として参画し、住民自治の実現を目指す。
3. 自分たちの町は、自分たちの手で築くという自治の精神を町民・議会・行政で共有し、住民協働による真に開かれたまちづくりを目指す。
4. 一人ひとりの人権が尊重され、地域で生活できる平和で民主的な社会を目指す。

地域での小さい単位でのグループについて、どのように表現するか？あるいは表現すべきか？について課題を残した。

表現としての「私たち」についても議論が必要。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

1. 既存の環境や歴史の尊重

先人の努力により、現在の白岡町の姿があることを町民が全て再認識し、先人に敬意を表しつつ、新たな白岡町像を築いていくための本条例であることを理念として掲げるものです。

2. 住民自治の実現(その手段としての個人)

自治基本条例の実現は、自治の主権が住民(白岡町に來た、いる人を含む)であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。

3. 住民・議会・行政の3者による情報共有・住民協働

住民自治の実現には、住民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。

4. 人権尊重

人権の尊重は住民が人間としてあるために最も重要な要素であるといえます。このことから、人権尊重について明文化しています。

の4点を掲げることになりました。

ただし、その議論の際に「町」の定義と「私たち」の定義について議論の余地があるとのことで、課題を残しました。

このシートを提出してください。